

第 2 期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略の改訂について

1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた国の総合戦略の改訂について

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

本構想の実現を図るため、国において第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定されました。（国通知より抜粋）

○第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」から「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に改訂
（令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間）

【補足】「抜本的に改訂」された国の総合戦略(全体で 319 ページ)について

国において改訂された総合戦略の特徴としては「地方公共団体」と「国」の役割を明確にし、社会課題の解決に取り組む「地方」と、それを下支えするための「国」の施策を明記したこととなります。

地方の取組については「①地方に仕事をつくる」「②人の流れをつくる」「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「④魅力的な地域をつくる」の 4 つの方向性を重要な要素として掲げおり、それを後押しするための国の取組としては、デジタル実装の基礎条件整備（「デジタル基盤の整備」「デジタル人材の育成・確保」「誰一人取り残されないための取組」）の 3 つを進めることとされています。

そして、地方・国それぞれの施策を実現するために、項目ごとに様々な KPI を設定しています。

そのほかにも、従来の施策との関連性や、地域の取組を横断して「施策間連携・地域間連携」を積極的に推進する方針が掲げられています。

こうした施策に関しては、所管する省庁の部局や予算措置、KPI、ロードマップ（工程表）が具体的に示されました。

また、地方自治体に対しては、地方創生のために策定した「地方版総合戦略」の改訂を求められており、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した改訂に向け、総合戦略において国の施策体制が改めて明確にされています。

総合戦略は多岐にわたる施策が盛り込まれており、大まかな構成は以下のようになっています。

第 1 章 デジタル田園都市国家構想の実現のために

（内容：戦略方針の説明、全体概要）

第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

（内容：地方や国の取組の方針を説明するとともに、政策間の連携を解説）

第 3 章 地域ビジョンの実現

（内容：施策間連携・地域間連携を推進するための方針を解説）

第 4 章 各分野の施策の推進

（内容：第 2、3 章の具体的な施策、担当部局、工程表などを具体的に列挙）

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について

地方においては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。

本構想の実現に当たっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定、改訂に努めていただく必要があります。（国通知より抜粋）

3 第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略の策定・改訂について

上記1及び2を踏まえ、本市の「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」について策定・改訂する。

なお、第2期総合戦略の名称、戦略期間の変更については、今回の改訂においては実施せず、次期「総合戦略」策定時において検討する。

(1) 「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」を一部改訂
(令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間)

(2) 「第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」の計画期間終了をもって「（仮称）第1期益田市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定
(令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間)

【（1）に係る「第2期まち・ひと・しごと益田市総合戦略」の改訂内容等】

- ① デジタル田園都市国家構想を踏まえた総合戦略の改訂の考え方（資料3-2参照）
- ② 総合戦略の計画の位置付けに「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取組に関する内容を追記する。（資料3-3参照）
- ③ 各施策における具体的な取組について、アクションプランに追記する。
（「主な取組」「K P I」）（資料3-4、3-5参照）
※追記するK P I等については、国の総合戦略における「取組方針」及び「分野別支援の推進」に掲げられた指標を参考に、益田市の実情に沿った内容とする。

4 今後のスケジュール（案）

- | | | |
|-----------------------------|-----|--------------------------|
| (1) 総合戦略審議会 | ・・・ | 令和5年11月 1日（水） |
| ※総合戦略審議会にて策定・改訂の方向性について審議 | | |
| (2) 総合戦略審議会 | ・・・ | 令和6年2月or3月 |
| ※改訂内容（主な取組、K P I の設定）について審議 | | |
| (3) 総合戦略の一部改訂 | ・・・ | 令和6年4月1日
(～令和8年3月31日) |